

## 適切な意思決定支援に関する指針

あらかわ整形外科(以下「当院」と記載します)は、医療・ケアを受ける患者さん(以下「ご本人」と記載します)およびご家族の方が適切な意思決定をすることができるように、以下の指針を定めます。

1. 当院では、ご本人およびご家族の方に対して、医学的見地および利用施設スタッフからの生活状況報告などを踏まえて、現状の医療行為等の選択肢や今後の予測などについて、適切な情報提供と説明を行います。
2. ご本人およびご家族の方の要請に応じて、当院および利用施設のスタッフから構成される医療・ケアチームと十分話し合いを行えるようにいたします。
3. ご本人の意思を最優先とし、ご家族や医療・ケアチームが納得できる意思決定となることを目標とし、成文化した内容を以て意思といたします。
4. 意思は変化しうるものであることを踏まえ、ご本人やご家族との話し合いを繰り返し行い、何らかの変更が生じた場合には、新たな文書を以て確認いたします。
5. 話し合いの内容は、都度診療録に記録し、医療・ケアチームへと情報共有を行います。
6. 人生の最終段階における医療・ケアの開始・不開始、変更、中止等は、ご本人およびご家族の意思を尊重したうえで、医療・ケアチームが医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
7. ご本人の意思確認ができない場合は、以下の手順によってご本人にとっての最善の方針を決定します。
  1. ご家族等がご本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重します。
  2. ご家族等がご本人の意思を推定できない場合は、ご本人に代わる者としてご家族等のご意向を尊重します。
  3. ご家族等がいない場合またはご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で医学的見地や倫理的状況を十分に話し合い、ご本人にとって最善の方針を決定します。
8. 話し合いの中で、意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、ご本人またはご家族等のご同意のもとに、外部の専門家(医療倫理の精通者や国が行う研修会の修了者など)を交えて検討の上、方針等についての助言を得ます。

令和4年4月1日より施行  
あらかわ整形外科  
院長 荒川晃